



全消協ニュース

全国消防職員協議会発行／編集責任者 山崎 均／東京都千代田区六番町1 自治労会館／☎(03) 3263-0271
ホームページアドレス／<http://www.jichiro.gr.jp/zensyokyo/index.html>

2006年の年頭にあたって——全消協会長 迫 大助

地域住民の「安全・安心」原点に、 未来を拓く全消協運動の前進を



新年明けましておめでとう——と心から会員の皆さんに挨拶したいのですが、正月を迎えてそうした気分になれないのが率直な心境です。

近々の出来事では昨年後半から小学生の不幸な事件が相次ぎ、「どうにかならないのか」と痛ましい事件の発生への無為な社会状況に憤りを抑えきれない自分自身があります。

一方、政治・社会構造の枠組み変化に目を移せば、2004-2005年と有事関連法案が成立し、国はどう歩んでいこうとしているのか、公務員の削減など一連の「構造改革」による政府機能の縮小と合わせ、ある意味大枠の中で新自由主義を通り越し、「夜警国家」を目指していることに、見

通しない先行き不安や希望なき閉塞状況を感じているのは自分だけでしょうか。

今年からいよいよ憲法改正への流れが強まる情勢にあります。憲法9条改正にむけ自民党は、総選挙での大勝利を背景に、「大連立」を画策しながら本格的に改正に着手しようとしています。悲惨な戦争を体験し、世界唯一の被爆国である日本が、60年間他国と争うことなく、平和を維持してきた意味を今一度かみしめて、日本という国の存在価値を再確認する必要があるのではないかと思います。

昨年末、米ブッシュ大統領が、イラクへの武力攻撃の根拠とした「大量破壊兵器の存在は間違いない」と表明したことによって、その正当性を一挙に失ったことは記憶に新しいところです。アメリカによる「国家テロ」ともいべきイラク戦争によって、結果として全世界にテロを拡散させたといつて過言ではありません。小泉政権はこれに深く加担してきたのが現実です。「テロとの戦いは、本当に

正義ある戦いなのか」を問い直し、私たちは冷静に判断しなければなりません。

一般的に国の中に市民生活がある以上、これを守ること危機への対応に備えることは当然ですが、軍備及び危機管理機関を持つていくアメリカやヨーロッパ諸国においてすら、悲惨な現状は打破できないでいます。

今後、集団的自衛権などの議論が活発化しようとしています。消防行政は本来そうした議論の対象となるのではなく、地域住民の生命・財産を災害の大小問わず護りぬくことこそ消防職員に与えられた使命です。日本が、国際的な紛争に参加することによって生じる危険性を消防職員に担保させることは、日常的な安全・安心を確保することを第一義とする私たちの職務とは相容れないものです。

こうした議論の一方で、経済財政諮問会議が出した「総人件費改革基本方針」の地方公務員の純減目標では、国基準関連分野(教育・警察・消防・福祉関係)の

職員について国が基準を見直すことにより、5年間で4・2%の実績を上回る実績を確保するという目標が立てられようとしています。

ここに消防職員もまた人件費抑制の対象であり、決して「聖域」ではなく一段と厳しくなるものと覚悟する必要があります。市民生活の安心・安全確保のための消防・救急体制は人員や装備において決定的に不足している現状にあることは、火を見るより明らかです。国はむしろ「消防力の拡充」のための財政的基盤を早急に整備すべきです。

全消協は、今年30周年を迎えます。住民と直接接する消防職員は地域への提言能力を向上させ、大いなる意欲をもって消防政策を確立し、地域住民の「安全・安心」をはかるセーフティネットの主要分野の担い手として、その役割を果たすことが大切です。

全消協運動の歴史的節目の年頭にあたって、「消防の明るい未来」をめざし、ともに前進しましょう。



昨夏は、異常気象とも言うべき「暑い」日が多く続いた。その影響なのか、海にはクラゲの異常発生ニュースを目にする。本来なら秋の味覚である海の幸に舌鼓を打ちながら、季節を感じつつ一杯を楽しむ時期はずであった。しかし、時間の流れは止められず、冬は今その最中にある。

郵政民営化に端を発した衆議院総選挙が終わり、小泉改造内閣が再スタートを切った。官から民への流れはとめる事が出来ないのか？さらに、消費税の値上げについても検討され始め、国民へ負担を求める動きは一層加速している。公務員に対する風当たりは、台風の如く勢が増し、私たち消防職員に対しても、住民の目は厳しい。市町村合併や消防の広域再編化、さらには、地域給や人事評価制度の導入によって私達の仕事と生活を直撃しようとしている。

まさに厳寒の冬の時代を迎えようとしているが、終わりのない冬は無いはずである。厳しい時代を乗り切るためにも仲間を増やし、手を取り合い、やがて来る春を一緒に迎えたいものだ。

国 広 秀 樹
(北海道・苫小牧市 消防職員協議会事務局長)

高松市消防協発 ―「故 佐々木康博さん」の公務外認定取り消しを求めて

署名活動に全国的支援の輪拡がる

高松市消防職員協議会は、故佐々木康博さんが阪神大震災への支援隊の派遣に伴う消防業務の中で惨事ストレス等の精神的負担を受けたことに起因して自ら命を絶つたとして、公務災害認定に取り組んできました。この認定請求に対して基金香川県支部が「公務外認定」としたことから、遺族及び同協議会は全消協の協力のもと「公務外認定の取り消しを求める署名活動」を全国的に実施することとしました。署名は昨年11月段階から取り組み現在も展開中ですが、この署名活動には高松市消防局も全面的にバック・アップする状況まで高まりを見せています。

署名活動は全国各地の県消協・単協の消防職員の仲間によって取り組まれ多数寄せられており、高松市消防協で集約中です。

公務災害認定への 取り組みの現況

故佐々木さんの妻（請求人）は、平成13年7月1日に、地方公務員災害補償基金香川県支部に公務災害認定請求をしましたが、地方公務員災害補償基金香川県支部は平成17年5月31日付で公務外認定としました。その後故佐々木さんの遺族および高松市消防職員協議会（岡谷正秋会長）は、幾度か話し

合いをし、平成17年8月3日、妻および7人の代理人が公務外認定通知に対し、地方公務員災害補償基金香川県支部審査会に公務外認定取り消しを求めました。請求人と処分庁との間には相当な解釈の差があり、その中でも医学的知見に大きな隔たりが見受けられました。

処分庁見解として、本件発症と平成7年1月に本人が行った阪神大震災における救助活動とは医学的に無関係であるとしています。

協議会・遺族の 見解と当面の活動

第一は、繰り返し災害体験によるストレス反応の累積効果であります。消防職員は、職務上頻繁に災害と遭遇します。小規模な災害

時間外勤務時間数における医学的知見は述べられているものの、その後の阪神大震災との因果関係についての医学的知見の詳細な記述がされていない。公務災害認定請求時に提出した医師の意見書等に対する検証が行われておらず、無関係とだけ記載されていることに大きな問題点があります。

請求人見解として、本件弁明書では、本人の自殺前における職務従事状況及び自殺前に発症していたと推定される精神疾患に関する医学的知見から総合的に判断すると、本人は自殺前の職務によって、精神疾患を発症して自殺にいたったものであることから、「本件災害は公務災害と認定するものである」という見解に立っています。

第二は、外傷性ストレスに対する鋭敏化効果です。すなわち何らかの災害において一度でもストレス反応が生じると、それ以前はストレス反応を引き起こさなかつた程度の災害であっても、ストレスに対して過敏になり、ストレス反応を引き起こしやすくなるという事実であります。

第三は、ストレス反応の再燃効果です。すなわち若い頃に体験した災害に対するストレス反応が年をとってから遅発的に生じるという可能性ががあります。

結論として、阪神大震災にかける支援隊の派遣は任命権者の命令によるものです。そして、審査請求での消防局長の意見書では、精神的な病気にに対する配慮義務の欠如を認めています。よって、消防の業務の中で、惨事ストレス等の精神的負担を受けなければ重症うつ病エピソードの発症もなく、自殺することもありませんでした。公務との因果関係は十分認められるものであるため適正な判断をしていた。たき公務外認定とする棄却処分を取り消すべきです。

以上の理由からも公務との間に相当因果関係があり、一日も早い認定外処分の取り消しを求め、全

遺族から寄せられた手記

国消防職員協議会会員の皆さんとともに全国署名活動を展開しています。本年2月28日に地方公務員災害補償基金香川県支部審査会に対して、口頭意見陳述が決定いたしました。今後とも全国消防職員協議会会員の皆さんのご協力お願いいたします。

佐々木の遺族として一言あいさつ申しあげます。皆さまには、主人の生前から大変お世話になり佐々木の行方のわからない間、そして、葬儀、法要、公務災害認定請求と長きにわたり、御力添えを頂きながらお礼も申せずにおりましたことをこの場をおかりしてお詫び申し上げます。今年5月、主人の七回忌法要を終え、改めて月日の経ったことを実感していた夏、公務外災害の認定の報告を受け取りました。

私共、家族だけでは、到底作り得ないたくさんの資料、皆さんの意見書、これらの提出から4年を経た結果でございました。

当時、小学校1年生、5年生の子供達が、現在中学1年生、高校2年生となっており、この報告文を読んで、「審査請求できるのであればお願いしたい」という声、まっすぐな瞳に未だ父を想う子供達のために、と、現在の取り組みをお願ひ致しました。

現在、協議会の皆さまのおかげで他県の消防の方々からの署名も多数集まっていますと聞き、熱くなる想いが募るばかりでございます。

皆さまに心から感謝申しあげます。この取り組みは、今後の子供達の人生に於いて力強い想いとして残ることと思います。

本日は、高松市消防協議会総会場で皆さまにお詫びとお礼、そして、もうしばらくの御協力をお願い出来ればと伺いました。

皆さん、どうぞ宜しくお願い致します。

佐々木 典子
(2005年11月24日 記)

「故 貝原敏男さん」公務災害認定のたたかい

福岡県消協・宗像地区消協の連携で

不当な「公務外認定」に抗し再審査請求へ

事件発生までの経緯

(平成14年9月8日〜12日)

本件の発端となった宗像地区・大島分遣所はたった一人で24時間勤務するため、その責任の重さから分隊長以上の役職を有する職員を配置していた。9月8日、大島分遣所の正規の勤務員が年休を取ったため貝原敏男氏は臨時勤務を命じられ自宅から出勤した。

9日の午前3時ごろ、電線から火花が出ていると住民から連絡があった。本人は、過去の事例から判断し消防では処理は出来ないと返答した。その際現場確認はしていない。

同日引継ぎを受けた次勤務者が九州電力に連絡し処理をした。被害は電線のプラスチックカバー7メートル焼損他実害はなかった。次勤務者から現場状況について連絡を受けた貝原氏は直ちに自宅から署長(警防課長兼務)に電話し対応に不備があったことを認め謝罪をした。その時点で、顛末書・始末書作成の指示を受けた。

翌10日の勤務日に本部に呼び出しがあり、ワープロ作成の顛末書および始末書を手書きに直すよう指示があった。その作業は小会議室で署長がつきつきりで監督しながら3時間におよんだ。途中本人は体調不良を訴え砂糖水を飲みたいと求めたが、食堂で飲んでいる間も署長が監視をした。その後書類を提出し赤間出張所に戻り勤務に就いた。署長は事案の報告書を夕刻次長に提出した。

12日午前、消防長からの再調査(偽りがあるとの理由。)の指示が次長を通して署長に伝えられ週休日であった本人に電話連絡したところ、本人は、午後1時に出でくるとの返事をした。指示した時刻に本人が現れないので警備課長が14時30分まで計6回電話したが応答がなく、さらに電話をしたとき、外出先から帰宅した母親が電話を取った。母親は内容を聞き本人の部屋の様子を見に行くと、自室の鴨居に浴衣の帯で縊死しているのを発見した。

公務災害認定闘争の経過

県消協は、自治労や支援協議会等と連携し、平成14年10月7日「貝原さんを支援する会」を結成し、公務災害認定のたたかいと平行して翌年8月提訴・民事裁判に踏み切り、以降のべ16回の公判や証人尋問などを経て、平成17年4月27日結審から和解に至っている。以下は公務災害認定を求める経過である。

△公務災害認定請求▽

○平成15年1月30日(地方公務員災害補償基金福岡県支部に認定請求)

○平成17年3月9日(同県支部が公務外認定)

○平成17年4月28日(同県支部審査会に審査請求)

○平成17年5月30日(同県支部より弁明書提出)

○平成17年6月17日(同県支部審査会に反論書提出)

○平成17年8月1日(同県支部審査会において口頭意見陳述(7名))

○平成17年9月26日(同県支部審査会審査請求を棄却)

○平成17年10月24日(地方公務員災害補償基金審査会に再審査請求)

△公務災害認定請求理由▽

本人は以下のとおり、大島分遣所におけるミスに起因して当時の

消防長及び当時の署長から過度な責任追及などの「いじめ」を受け、本人は過重な精神的・心理的負荷を受けた。

その結果、本人は心因反応を発症し自殺に至ったものであり、本人の自殺と公務との因果関係が存在する。

なお、民事裁判の関係資料を基金に証拠書類として提出した。

△支部審査会の公務外認定理由▽

本件は、ISD-10の急性ストレス反応の発症の基準を満たすような体験であったとまでは認められず、本件精神疾患を発症させるほどの過度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積があったとは認められない。

△支部審査会の棄却理由(要旨)▽

○自殺前1カ月間の業務内容及び勤務状況等については、特に過重な業務に従事していたとは認められない。

○自殺前6カ月間の業務内容及び勤務状況等については、特に過重な業務に従事していたとは認められない。

○上司から受けた始末書及び顛末書の提出要求は、明らかに懲戒取扱規程に違反している。

また、所属長である署長自身が同席して始末書の書き直し及び顛末書の作成をさせるという方法は、平成17年8月1日に実施した口頭意見陳述で証言した同僚職員によると、通常あり得ないとして

いることから、本件における始末書及び顛末書の作成指示は、異例の方法であることが認められ、被災職員にとっては、ある程度の精神的ストレスを受けていたものと認められる。

○署長が被災職員を半監禁(小会議室から出ることを禁じた)状態で始末書などの作成を指示し、被災職員がストレスや緊張のため、手の震えを訴え、今まで血糖値が下がったとして砂糖水や甘い飲食物を欲しがったことは一度もなかったにも関わらず、砂糖水を飲ませて欲しいと申し出たことを受け、砂糖水を飲む際にも署長が同行するという一連の行動について、請求人は、被災職員が消防行政研究会の加入者であることを理由としたいじめ行為と主張している。しかしながら、請求人の主張以外にこれを確認する証言等はなく、仮に請求人の主張するような事実があったとしても、(中略)通常の日常の職務に比較して、特に困難な職務を行うことを命ぜられるなどして、当該職務に従事したことに該当する相当程度の職務であったとは認められない。

以上のことから、総合的に判断すると、本件死亡の原因が公務であると認めるに足りる事実が見当たらない。したがって、処分庁の処分は相当であって、これを取り

消すべき理由はない。よって、主文のとおり裁決する。

たたかいは再審査請求へ

原決定と原裁決は、次の諸点で取消を免れない。

① 原決定と原裁決が依拠する「自殺認定基準」は、地方公務員災害補償法の趣旨に反して、公務災害たる自殺の範囲を著しく狭く限定するものであり不当である。

② 少なくとも「自殺認定基準」は、とりわけ本件のような態様の公務災害たる自殺に関して、民間の労災自殺に比べて、自殺認定基準として狭すぎる欠陥を露呈している。したがって、原決定と原裁決が「自殺認定基準」を本件公務災害に適用する限りにおいて、その処分は不当である。

③ 仮にそれらはおくとしても、原決定と原裁決は、「自殺認定基準」の解釈適用を誤ったうえ、本件自殺の事実を誤認し、かつ関係証拠の取捨選択やその評価を誤ったことにより、結論としての判断を誤り本件自殺を公務外としたものであるから、取消を免れない。

こうした理由をもとに福岡県消協の仲間は、再審査請求を行い、公務災害認定を勝ちとるまでたたかい抜く決意である。

全消協「第1回組織強化・拡大対策委員会」

ブロック内の情報交換深め組織拡大へ意思統一

全消協は、昨年10月17～18日の2日間、「東京グリーンパレス」及び「ブラザエフ」で「第1回組織強化・拡大対策委員会」を開き、31道府県から委員35人が参加した。迫会長のあいさつ後、オルグ活動を活性化させるべく、事前調査に基づく問題点の協議と、今後の活動の柱として①魅力ある協議会活動と強化、②消防職員委員会制度の活用、③地域住民との社会的対話をもとにした協議会の社会的認知への取り組みについて山崎事務局長から提起した。

引き続き、新規加盟単協報告として三重県久居地区消防組合消防職員協議会と福岡県糸島消防職員協議会結成までの活動経過報告の後、5班に分かれて班別協議に入った。班別協議では、提起された課題に対し、具体的な手法、問題点などについて活発な意見交換を行った。二日目は、各班での協議の報告を受けた後、全体での協議をし、4年目に入った「組織拡大5カ年計画」の達成に向け組織拡大の更なる取り組みを誓い合った。

未組織含め60人の消防職員が参加

2006年度自治労消防セミナー

自治労主催の「2006年度消防セミナー」は、東京「ブラザエフ」で開催され未組織消防本部を含む消防職員60人、自治労各県本部・関係単組の組織担当者42人が参加した。

冒頭に、自治労本部を代表して笠見副委員長が主催者あいさつ。セミナーはまず「消防行政の課題と展望」と題して総務省消防庁消防・救急課長の長谷川彰一氏から講演を受け、「消防力の基準」の見直し、消防救急無線の広域・共

2006年度自治労消防セミナー



大の取り組みについて全消協伊藤副会長が問題提起した。

その後4ブロック（北海道・東北・関東甲・北信「東海・近畿・中国」「四国・九州」）に分かれてグループ討議に移り、市町村合併下の取り組み、大都市消防の組織化など多岐にわたる組織拡大の課題に対し議論した。

全消協第35回全国消防職員研究集会

開催場所は杜の都「仙台」(予定)

＝開催時期 2006年5月10日(水)～12日(金)＝

- 【第1日】 5月10日 13:00～17:00
 - 全体集会
 - 分科会討論
 - 5分科会
 - （「賃金・労働条件の改善」「未来の消防を考える」「消防救急体制の課題」「快適な職場づくりへ労働安全衛生」「組織の強化拡大」）
 - 【第2日】 5月11日 9:00～17:00
 - 全体集会
 - 分科会討論
 - 5分科会
 - （「賃金・労働条件の改善」「未来の消防を考える」「消防救急体制の課題」「快適な職場づくりへ労働安全衛生」「組織の強化拡大」）
 - 【第3日】 5月12日 9:00～11:00
 - 全体集会
- ※各単協で準備のうえ、多数参加されるよう期待します。

全消協第32回労働講座の開講

全国10人の女性会員が参加 新たに男女平等参画講座も

女性会員10名、未組織消防から1名を含む57名が受講した。また、傍聴として地元横浜消防協から4名、専修大学経済学部国際経済学科から「労使関係論」について研究をしている2名の学生の参加があり、講座の前後に草加市消防協の滝沢氏から防火スポンの改良点について展示された。講座は「男女平等参画と消防職員」「消防の広域化と財政」「消防職員の賃金・労働時間問題」「快適職場づくり（労働安全衛生）」「全消協の組織強化・拡大に向けて」の5講座に分けて開講した。

今回の労働講座では女性消防職員の採用・職域拡大に対し、自治労の徳茂健康福祉局長を講師として招聘し、「消防職場における男女平等参画とは何か」をテーマに男女雇用機会均等法・男女差別禁止と妊産婦保護の関係・ワークライフバランス・セクシュアルハラ



スメント・間接差別禁止の考え方について講義を受け、消防職場における男女共同参画についての課題を抽出、男女平等と女性に関する職場のルールについて活発な意見交換を行った。また、班編成によるグループごとの交流、横浜中華街での全体交流会など連帯感を深めた。

